

テーマ2 募集シート

令和2年度に策定した「戸田市公園リニューアル計画」では、公園を使いこなす方策として利用プログラムを導入することとしています。

今回の社会実験は、この利用プログラムを担う活動主体の掘り起こしやニーズ把握のために行うもので、利用プログラムの提案を含む実施主体者（以下、「連携事業者」という。）を募集します。

募集内容について

<p>テーマ2</p>	<p>有料施設の利活用について ～有料施設を使いこなして、公園の賑わいも創出する～</p>
<p>概要</p>	<p>目標 有料施設の利活用と社会貢献活動の両立 商業的利用などの有料施設の利活用者を発掘し、利用者ニーズを満たすコンテンツの提供を図る社会実験を実施するものです。 商業的利用による収益などを公園活用市民活動団体（市民生活に有益な活動を行う団体、公園活用実績を問わない）への支援とするしくみを構築し、地域の賑わいづくりの一環とします。</p>
<p>募集対象</p>	<p>社会実験の目的に合致する提案及び連携事業者の募集 募集テーマに関する提案・アイデア及び連携事業者を募集するものです。これまでの公園の利用方法に縛られない、公園で「やってみたい」「できたらいいな」と思う自由な発想で展開される提案であり、有料施設の利活用により得られた収益を還元し、地域の活性化に寄与するものとしてください。 ただし、有料施設の目的外利用は行わないこととします。</p>

提案にあたって

<p>募集期間</p>	<p>令和4年8月26日（金曜）から令和4年9月22日（木曜）まで</p>
<p>実施予定時期</p>	<p>令和4年12月1日（木曜）から令和5年2月28日（火曜）まで</p>
<p>提案の方法</p>	<p>連携事業者提案シートをご提出ください。 提案シートその他、企画書や関連資料等の添付も可能です。</p>
<p>提案の選定方法</p>	<p>提案が妥当かつ実施可能な内容であること</p>
<p>予算措置</p>	<p>予算措置はありません。</p>
<p>その他留意点</p>	<p>別紙「有料施設の利活用について～有料施設を使いこなして、公園の賑わいも創出する～」留意事項のとおり</p>
<p>募集内容についての 問い合わせ・申込</p>	<p>戸田市環境経済部みどり公園課 公園担当 〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1 TEL 048-441-1800（内線382）/ FAX 048-433-2200 Email midori-koen@city.toda.saitama.jp</p>

有料施設の利活用について

～ 有料施設を使いこなして、公園の賑わいも創出する～

留意事項

提案にあたっては、戸田市公園リニューアル計画を熟知し、計画に寄与する内容としてください。

本社会実験では、地域の賑わいづくりの一環として、有料施設の利活用と社会貢献活動の両立が図れる公園の新たな利用方法を提案してください。

また、連携事業者の責任により、市内の公園・緑地等を活用して地域課題の解決に寄与する公園活用市民活動団体を支援して社会貢献を図ることとします。なお、支援する市民活動団体は、戸田市ボランティア・市民活動支援センターに登録している団体や戸田市共創のまちづくり補助金の交付を受ける団体等とします。支援内容は、連携事業者と市民活動団体との協議により決定してください。

対象公園：彩湖・道満グリーンパーク、北部公園、笹目公園、新田公園

有料施設の目的外利用は不可

市民活動団体：彩湖・道満グリーンパークを除く全公園・緑地（環境空間を含む。）

実施期間：利用の規模や公園の利用状況を鑑みて協議の上決定

原則、平日の活用とする。

最長期間は、令和4年12月1日（木曜）～令和5年2月28日（火曜）

年末年始（12月29日から1月3日）を除く

公園使用料：有料施設の公園使用料は徴収、その他の公園使用料は免除します。

その他留意事項：

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮したものとしてください。
- ・公園の利用ルールの緩和等が必要な企画を提案する際は、市と協議を行うこととし、関係団体等からの理解を得たうえで実施するものとします。また、火気を使用する企画で消防署への届出等が必要な場合は確実に手続きを行ってください。
- ・公園維持管理上の理由により、不採用または企画の修正を指示する場合があります。
- ・市との協議が整わない場合、また、関係団体等からの理解が得られない場合、中止とする可能性があります。
- ・規制を緩和する提案が採用された場合であっても、継続的な規制緩和を約束するものではありません。
- ・社会実験の実施後は、必ず原状復旧してください。
- ・社会実験実施にあたっては、提供するコンテンツの来場者から利用料金等の徴収を可とします。
- ・社会実験実施にあたっては、開催内容の詳細が決定した段階で、事前に市へ報告してください。
- ・社会実験実施後については、市へ開催結果の報告（事業内容、来場人数等）を行ってください。
- ・社会実験当日は、市の立ち合いは原則としてありません。
- ・社会実験実施にあたっては、施設賠償責任保険（物品等の販売を行う場合にはPL保険を追加する）に加入してください。
- ・第三者等への損害を与えた場合には、誠意をもって対応し、必要な対応を行ってください。
- ・提案されたアイデア及び実施ができなかった提案についても、公園利活用のコンテンツとして受理させていただきます。